

四倉新報

二回發行日 毎月十日廿五
編輯者 小林康二
發行所 四倉新報社
印刷所 三十一番地
本紙定價 一月十錢
月式拾錢年(二圓)

普選第一回 政戦の批判(一)

今回の總選挙は一月廿一日以内に限つてゐるのは丁に議會が解散となつてから度々都合ひであるかも知れ二月廿日の投票日まで丁度の今までの總選挙にはたゞ一ヶ月の期間があつた清浦の一度も演壇に立たないで内閣の下に行はれた前回の總選挙が太正十三年一月廿一日から五月十日まで百日あつたのに比べてもわかる如く今度の選挙は未嘗有の短期間に行はれた、しかも候補者が運動費の調達に駆け歩いたり政黨の公認を受けけるのに手間取つたりしていよゝ正規の届出をした上選挙運動に没頭したのは候補者全體を平均して僅々十五日くらゐなものであらう、そこで一部には運動期間が短かすぎるの非難もあつたが大多數の候補者や運動員はあれ以上期間が長くては

々面接として法に觸れる恐れがあるいはゆる黄金戦は昔からいけないことになつてゐるが普選法は新に費用の制限を設け一面には従来より一層嚴罰を以て臨んでゐる、選挙區も前よりすつと廣くなつたから買収といふ潜航戦術が可成り困難になつたことは疑ひを容れないにも拘らず依然として今度も黄金の魔手が巨大な力の揮つた模様で記者の机上にも頻々として各地の選挙人たる讀者からその實状を語る手紙が舞ひ込でゐる

大浦村主催仁井田浦に於て 衆議院議員 木村清治氏

三月十六日仁井田浦海岸に騒ぎの爲め來會者の數も憂於て大浦村有志主催にて衆慮されたるが大浦村、草野議院議員木村清治氏の當選村、大野村、四倉町よりの祝賀會を舉行せるが折りか來會者一千餘名にて近來稀ら郡内各地に天然痘發生のを見る盛會であつた。

の囁きして居つたがいつかボツと噂も立ち、前週日曜には遠く高萩くんだりまで行つてやる瀧ない逢引さか爪びきさかしてさうな、さるにても可愛うなのは抱主の磐井家さんだよ、さうです思切つて第三號にしてみたらつて見越の松に黒板塚天晴戀の勝利者となつたら抱主もたすかり君も仕合せと云ふものだよ (高萩岡焼生)

電燈

春寒料峭の砌各位の御健康を祝し併て平素の御愛顧を感謝します。二月二十五日は我々電氣事業者に執りまして永久に記念すべき日であり、吾々人類生活に無限の幸福を齎した電氣事業も其昔明治十一年三月二十五日東京中央郵便局の開業式當日其會場の照明用として点火されたのである。即ち本邦に於ける電燈の歴史は今日に於ては世界に誇るべき水電氣國となり、聊か謝恩奉仕の一端として電燈料の一部値下断行致しました。希くは此機會に於て一層の御引立を御願致します。

●電燈料改正料金表 (昭和三年三月廿五日改正)

燭力別	一月燈計算常夜燈	一月燈計算割引額
五燭	拾五錢	六錢
六燭	拾六錢	六錢
七燭	拾七錢	六錢
八燭	拾八錢	六錢
九燭	拾九錢	六錢
十燭	拾十錢	六錢
十一燭	拾十一錢	六錢
十二燭	拾十二錢	六錢
十三燭	拾十三錢	六錢
十四燭	拾四錢	六錢
十五燭	拾五錢	六錢
十六燭	拾六錢	六錢
十七燭	拾七錢	六錢
十八燭	拾八錢	六錢
十九燭	拾九錢	六錢
二十燭	拾十錢	六錢
廿燭	拾十一錢	六錢
廿一燭	拾十二錢	六錢
廿二燭	拾十三錢	六錢
廿三燭	拾四錢	六錢
廿四燭	拾五錢	六錢
廿五燭	拾六錢	六錢
廿六燭	拾七錢	六錢
廿七燭	拾八錢	六錢
廿八燭	拾九錢	六錢
廿九燭	拾十錢	六錢
三十燭	拾十一錢	六錢
四十燭	拾二錢	六錢
五十燭	拾三錢	六錢
六十燭	拾四錢	六錢
八十燭	拾五錢	六錢
一百燭	拾六錢	六錢
二百燭	拾七錢	六錢
三百燭	拾八錢	六錢
四百燭	拾九錢	六錢
五百燭	拾十錢	六錢
六百燭	拾十一錢	六錢
八百燭	拾二錢	六錢
一千燭	拾三錢	六錢

電球種類	電球引換料	破損引換料
タンクスラン電球	拾五錢	二錢
五ツグスラン電球	拾五錢	二錢
新マツダ瓦斯入電球	拾五錢	二錢
三ツグスラン電球	拾五錢	二錢
四ツグスラン電球	拾五錢	二錢
五ツグスラン電球	拾五錢	二錢
六ツグスラン電球	拾五錢	二錢
七ツグスラン電球	拾五錢	二錢
八ツグスラン電球	拾五錢	二錢
九ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十一ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十二ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十三ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十四ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十五ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十六ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十七ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十八ツグスラン電球	拾五錢	二錢
十九ツグスラン電球	拾五錢	二錢
二十ツグスラン電球	拾五錢	二錢

一メートル制は一戸十燈以上とし現在十燈御使用の御宅ではメートルに變更することが出来、其際は口頭又は電話にて御申込下されば早速社員を御伺させまして便宜に御取扱致します。

三月二十五日電氣デー當日より向七日間新設増設の電燈申込に對し取付工料を頂きません。

昭和三十二年三月二十五日

四倉電氣株式會社

電話特長六番